

教育長の臨時代理による事務処理の承認について

教育長の臨時代理による事務処理について、中野区教育委員会の権限に属する事務の臨時代理に関する規則第2条第1項第1号の規定に基づき、下記のとおり行ったので、同規則第3条第1項の規定により報告し、承認を求める。

記

- 1 教育長の臨時代理による事務処理の内容
中野区行政不服審査法施行条例等の施行に関する規則の一部を改正する規則の制定
- 2 改正内容
中野区行政不服審査法施行条例等の施行に関する規則中、「日本工業規格A列3番」を「日本産業規格A列3番」に改める。
- 3 制定規則及び新旧対照表、施行日等
 - (1) 制定規則 別紙1のとおり
 - (2) 新旧対照表 別紙2のとおり
 - (3) 事案決定日 令和元年6月24日
 - (4) 公布日 令和元年6月24日
 - (5) 施行日 令和元年7月 1日
- 4 その他
このことについては、中野区教育委員会の権限に属する事務の臨時代理に関する規則第2条第2項の規定に基づき、令和元年6月24日付31中教教第578号により、教育委員会の委員あて通知している。

中野区行政不服審査法施行条例等の施行に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和元年（2019年）6月24日

中野区教育委員会教育長 入野 貴美子

中野区教育委員会規則第9号

中野区行政不服審査法施行条例等の施行に関する規則の一部を
改正する規則

中野区行政不服審査法施行条例等の施行に関する規則（平成28年中野区教育委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

別表備考2中「日本工業規格A列3番」を「日本産業規格A列3番」に改める。

附 則

この規則は、令和元年7月1日から施行する。

中野区行政不服審査法施行条例等の施行に関する規則新旧対照表

改正案	現行
<p>第1条～第5条 (略)</p> <p>附 則 (略)</p> <p>別表 (略)</p> <p>備考</p> <p>1 (略)</p> <p>2 用紙は、原則として<u>日本産業規格A列3番</u>以下の大きさの用紙を用いるものとするが、これを超える大きさの用紙を当該複写又は出力に用いた場合における用紙の枚数は、<u>日本産業規格A列3番</u>による用紙を当該複写又は出力に用いた場合の枚数に換算してこの表を適用する。</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この規則は、令和元年7月1日から施行する。</u></p>	<p>第1条～第5条 (略)</p> <p>附 則 (略)</p> <p>別表 (略)</p> <p>備考</p> <p>1 (略)</p> <p>2 用紙は、原則として<u>日本工業規格A列3番</u>以下の大きさの用紙を用いるものとするが、これを超える大きさの用紙を当該複写又は出力に用いた場合における用紙の枚数は、<u>日本工業規格A列3番</u>による用紙を当該複写又は出力に用いた場合の枚数に換算してこの表を適用する。</p>